

松戸市
マンション再生等合意形成支援補助金
申請の手引き

令和7年7月
松戸市

目次

1. 松戸市マンション再生等合意形成支援補助金について	1
2. 申請受付期間	1
3. 補助金額	1
4. 補助対象要件	2
5. 補助対象となる再生等検討活動	2
6. 申請の流れ	3
(1) 事前協議書 (STEP1)	4
(2) 事前協議完了通知書	4
(3) 補助金交付申請書 (STEP2)	5
(4) 補助金交付決定通知書	5
(5) 完了実績報告書 (STEP3)	6
(6) 補助金額確定通知書	6
(7) 補助金請求書提出 (STEP4)	7
(8) 補助金交付	7
7. その他の手続き	8
(1) 変更届出書 (補助金の額に変更を生じない場合) (STEP2-1)	8
(2) 補助金変更交付申請書 (補助金の額に変更を生じる場合) (STEP2-2)	9
(3) 変更 (中止) 届出書 (STEP2-3)	10
(4) 再生等の決議等に係る報告書 (STEP3-1)	11
(5) 再生等完了報告書 (STEP3-2)	12

1. 松戸市マンション再生等合意形成支援補助金について

本市では、昭和39年（1964年）ごろから分譲マンションが建設されはじめ、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みです。

そうした中には築50年以上を経過した、長寿命化あるいは建替え等の検討が必要な時期に入ってきているマンションもあります。

高経年となったマンションでは、区分所有者の高齢化・非居住化（賃貸・空き住戸化、相続人の不明等）が進行し、管理組合の役員の担い手不足や、総会運営・総会の議決が困難等から管理不全に至るおそれがあります。

このような事態を避けるには、マンションの寿命を意識した上で、長寿命化のための修繕・改良が必要であるか、老朽化に伴い建替え等による再生が必要であるか、の比較検討が避けられません。

本制度は、マンション管理組合が行うマンション再生等（修繕、改修・建替え・敷地分割、敷地売却）に向けた検討活動に掛かる経費の一部を補助することにより、老朽化の程度を把握し、建替えと修繕その他の方法について十分に比較検討するための機運を醸成し、管理組合が行う、マンション再生等の実現に向けた合意形成の円滑化を図る管理組合を支援することを目的としています。

2. 申請受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年12月2日（火）

3. 補助金額

交付決定日から令和8年3月11日（水）までにおける再生等検討活動費の2分の1以内で30万円を限度（ただし、予算の範囲内での補助とします）

4. 補助対象要件

- ① 松戸市内にある分譲マンションであること。
- ② 築後30年を経過していること。
- ③ マンションの再生等活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していること（総会決議、または管理組合の規約で理事会等に付託している場合は、理事会などの決議でも可）。

5. 補助対象となる再生等検討活動

再生（※）、敷地売却、敷地分割又は除却に向けて、区分所有者の合意形成を図るために行う活動で、次のいずれかに該当するものです。

- ① マンションの現状調査に関すること
- ② 老朽度の判定に関すること
- ③ 建物の再生等方法（修繕、改修、建替え、敷地売却、敷地分割又は除却の比較）の検討に関すること
- ④ 居住者の意向調査（アンケート等）に関すること
- ⑤ 基本構想・事業計画の作成に関すること 等



具体的にどんな費用が対象になるのかな

再生等の検討を進めるために設置する検討委員会が、会議を開く場合の会場費、勉強会の資料代、講師派遣を受ける場合の講師料等が補助対象となります。

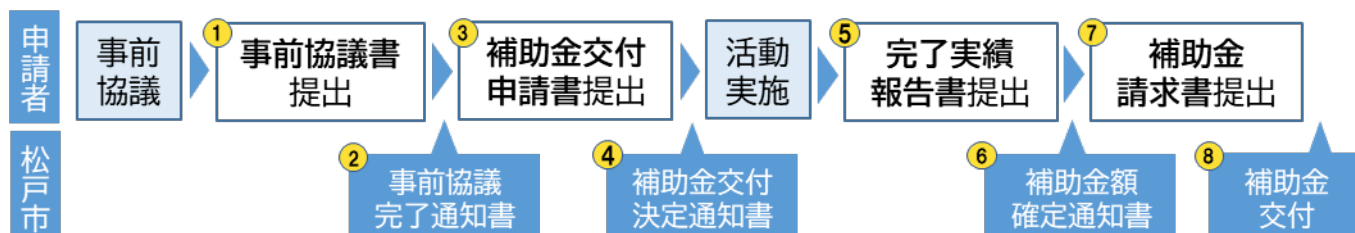
また、区分所有者や居住者を対象にした意向調査（アンケート調査）を実施する場合の実費（用紙代、印刷代、集計費用）や、専門家へ調査や設計を委託する費用等も対象となります。

※工事に掛かる費用（施工費、材料費等）は補助対象外です。

※ 再生とは、老朽化したマンションの修繕、改修、建替えを行うことをいいます。ただし、修繕のみを行うものは補助対象外です。

6. 申請の流れ

補助金は通算で5回まで交付を受けることができます（2回目以降の利用も、都度申請要）。ただし、1年度に1度のみ交付申請が可能です。



申請の前に必ずご確認ください

- 申請にあたっては、**事前協議が必要**です。
（申請受付期間前から行えます）
- 補助金交付決定後の再生等検討活動が補助の対象です。
着手前（委託等による場合、契約前）にご相談ください。
- 他の機関（国など）の補助との併用は不可です。
- 管理組合理事長名または管理組合法人名で申請してください。

(1) 事前協議書 (STEP1)

管理組合が再生等検討活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議するための集会議案書（案）を作成後、「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

● 松戸市オンライン申請システム (STEP1) 事前協議に関する手続き

● 提出書類

□ 事前協議書（様式1）

➔ オンライン入力してください。

□ 再生等活動計画書（様式1の2）

➔ オンライン入力してください。

□ 検査済証等

➔ 原則、検査済証を添付してください。

検査済証がない場合は、建築確認済証等を添付してください。

□ 管理規約

➔ 最新の管理規約を添付してください。

□ 集会議案書（案）等

➔ 再生等検討活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議するための集会議案書（案）等を添付してください。

(2) 事前協議完了通知書

松戸市が申請内容について審査後、「事前協議完了通知書（様式2）」を郵送で発送いたします。

(3) 補助金交付申請書 (STEP2)

管理組合が再生等検討活動を行うこと及びその経費について管理組合の集会で決議後、**令和7年12月2日(火)**までに「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

● 松戸市オンライン申請システム (STEP2) 交付申請に関する手続き

● 提出書類

☐ 補助金交付申請書 (様式3)

➔ オンライン入力してください。

☐ 集会議事録 (議案書) 等

➔ 再生等検討活動を行うこと及びその経費について、管理組合の集会で決議していることを確認するため、提出して頂きます (総会あるいは管理組合の規約で理事会等に付託している場合、理事会などの決議でも可)

(4) 補助金交付決定通知書

松戸市が申請内容について審査後、「補助金交付決定通知書 (様式4)」を郵送で発送いたします。

(5) 完了実績報告書 (STEP3)

管理組合が交付決定日から令和8年3月11日(水)までにおける再生等検討活動を実施後、**令和8年3月19日(木)までに**「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

● 松戸市オンライン申請システム (STEP3) 完了実績報告に関する手続き

● 提出書類

- ☐ 完了実績報告書 (様式8)
 - ➔ オンライン入力してください。
- ☐ 再生等活動報告書
 - ➔ 再生等活動計画書に基づき実施した内容について、任意書式で報告書を作成してください。委託している場合は、受託事業者から管理組合に提出する報告書等を提出してください。
- ☐ 再生等活動に係る費用が記載された領収書等
 - ➔ 支払者、支払日、支出先、内訳が記載された領収書等を提出してください。
- ☐ 契約書・仕様書・内訳書等
 - ➔ 委託している場合は、契約書・仕様書・内訳書等を提出してください。

(6) 補助金額確定通知書

松戸市が申請内容について審査後、「補助金額確定通知書 (様式9)」を郵送で発送いたします。

(7) 補助金請求書提出(STEP4)

管理組合は、「補助金額確定通知書（様式9）」の受領後、「補助金請求書（様式10）」を郵送で提出してください。

● 提出先

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市役所 住宅政策課 マンション再生等合意形成支援補助金担当 宛

※ 郵便事故に関しての責任は負いかねますので、ご心配な方は「簡易書留」や「特定記録郵便」等を利用することをおすすめします。

(8) 補助金交付

松戸市が「補助金請求書（様式10）」受領後、1カ月程度でお振込いたします。

7. その他の手続き

(1) 変更届出書（補助金の額に変更を生じない場合）（STEP2-1）

管理組合が交付決定後、補助金額の額に変更を生じない範囲で補助事業の内容を変更するときは、「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

● 変更届出書が必要なもの

- ① 補助の対象となる活動の変更
- ② 活動期間の大幅な変更
- ③ その他申請内容の大幅な変更

● 松戸市オンライン申請システム （STEP2-1） 変更届出に関する手続き

● 提出書類

- ☐ 変更届出書（様式5）
 - ➔ オンライン入力してください。
- ☐ 変更再生等活動計画書（様式5の2）
 - ➔ オンライン入力してください。
- ☐ その他書類
 - ➔ 上記の他、必要に応じて書類等の提出を求めることがあります。

(2) 補助金変更交付申請書（補助金の額に変更が生じる場合）（STEP2-2）

管理組合が交付決定後、補助金額の額の変更が生じる補助事業の内容を変更するときは、「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

● 松戸市オンライン申請システム （STEP2-2） 変更交付申請に関する手続き

● 提出書類

□ 変更交付申請書（様式6）

➔ オンライン入力してください。

□ 変更再生等活動計画書（様式5の2）

➔ オンライン入力してください。

□ その他書類

➔ 上記の他、必要に応じて書類等の提出を求めています。

(3) 変更（中止）届出書（STEP2-3）

管理組合が交付決定後、補助事業を中止するときは、「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

- 松戸市オンライン申請システム （STEP2-3） 変更（中止）届出に関する手続き

- 提出書類

- ☐ 変更（中止）申請書（様式5）
 - ➔ オンライン入力してください。
- ☐ 完了実績報告書（様式8）
 - ➔ 「[\(STEP3\) 完了実績報告に関する手続き](#)」を別途行ってください。

(4) 再生等の決議等に係る報告書 (STEP3-1)

補助金の交付決定を受けた年度に、再生等の決議等に至らなかった管理組合は、決議後に「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

- 松戸市オンライン申請システム (STEP3-1) 再生等の決議等に係る報告書に関する手続き

- 提出書類

- ☐ 再生等の決議等に係る報告書 (様式 14)
 - ➔ オンライン入力してください。
- ☐ 集会の議事録等
 - ➔ 再生等を行うことについて、管理組合の集会で決議していることを確認するため、提出して頂きます (総会あるいは管理組合の規約で理事会等に付託している場合、理事会などの決議でも可)

(5) 再生等完了報告書（STEP3-2）

管理組合は、再生等の完了後に「松戸市オンライン申請システム」にログインし、下記書類を提出してください。

- 松戸市オンライン申請システム （STEP3-2）再生等完了報告書に関する手続き

- 提出書類

- 再生等完了報告書（様式15）

- ➔ オンライン入力してください。

- 完了報告書

- ➔ 再生等の内容について、任意書式で報告書を作成してください。委託している場合は、受託事業者から管理組合に提出する報告書等を提出してください。